

民間建築物のアスベスト確認調査費助成

吹付け材が使用されている建築物の所有者の方に
アスベスト調査分析費用の半額を助成しています。

【 助成金の内容 】

吹付け石綿又はアスベスト含有のおそれがある吹付けロックウールに関する分析調査費用（消費税等を除く。）の半額を助成します。

助成金の限度額は10万円です。

助成金の対象者は、以下のとおりです。

- ・区内に建築物を有する、中小企業基本法に定める中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等
- ・区内に建築物を有する個人
- ・区内にある分譲マンションの管理組合

【 手続の方法及び流れ 】

調査を始める前に申請手続を行ってください。調査後に申請されても助成対象になりません。

提出書類には全て同じ印鑑を押印してください。ただし、スタンプ印は使用できません。

1 交付申請

下記の書類を提出してください。

- (1) 民間建築物アスベスト確認調査助成金交付申請書
- (2) 案内図
- (3) 建物の平面図（吹付け材のある場所がわかるもの）
- (4) 吹付け材があることを確認できる書類（設計図書又は吹付け材が使用されている箇所の写真）
- (5) 吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査費用の見積書の原本
（宛先が申請者名と同じものを用意してください。）

事前調査を行う者は、下記の資格者が行うことが望ましいとされています。

「特定建築物石綿含有建材調査者」又は「建築物石綿含有建材調査者」

石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者

日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- (6) 納税に関する書類（確認の結果、滞納があった場合には申請は取消しとなります。）

個人の場合、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

住民税納税証明書（非課税証明書）等

なお、前々年度1月1日に墨田区に住民登録をしていた方で、申請書とともに同意書を提出された場合、納税状況の確認は区で行いますので、不要です。

法人の場合、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

納税（課税）証明書等

- (7) 建物の所有を証する書類（建物の登記事項証明書等）

所有者が複数の場合は、全員の委任状が必要になります。

(8) その他

分譲マンションの管理組合の場合、下記の書類が必要です。

申請者が管理組合の代表（理事長）であることが分かる資料（理事長選出の議事録等）

管理規約の写し（表紙・物件名・所在地・建物概要・共用部分の定義と範囲が分かる部分）

調査することを理事会等で承認されたことが分かる資料（議事録等）

2 交付決定

「1 交付申請」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付が決定しましたら、「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付決定通知書」を送付します。

3 調査実施

「2 交付決定」の内容に沿ったアスベスト確認調査を行ってください。

4 調査完了届

下記の書類を提出してください。

民間建築物アスベスト確認調査完了届

吹付け材のアスベスト含有に関する分析結果報告書の写し

吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査に要した費用の領収書等、支払を完了したことを証する書類の写し

5 交付額決定

「4 調査完了届」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付額が決定しましたら、「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付額決定通知書」を送付します。

（消費税、振込手数料を除いたアスベスト分析調査に要した費用の半額を10万円を限度に助成します。）

6 交付請求

下記の書類を提出してください。

民間建築物アスベスト確認調査助成金交付請求書

支払金口座振替依頼書

【 注意事項 】

- ・ 不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金を返還していただきます。
- ・ 交付請求書を受領し、書類審査後1か月ほどで助成金が銀行口座に振り込まれます。
- ・ 請求者と振込先が異なる場合は、別途委任状が必要となりますので、お問い合わせください。
- ・ 予算の範囲内で、申請順に受け付けます。
- ・ 吹付け材にアスベストが含まれていた場合は、アスベストの飛散等を防止できるよう適切な対応をお願いします。

<お問合せ・御相談>

墨田区都市整備部環境担当環境保全課指導調査担当

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 庁舎12階

電話 5608-6210(直通)